(R6.4 発行)

『須塩原市

とりあたり 万円 加算 要件を満たした 東京圏からの 移住者へ

単身











★ 那須塩原市では東京圏からの移住促進に向けて、<u>下記要件をすべて満たした方</u>に対し、以下の金額を助成します。

移住元(転入前)の要件

- ※ 以下のいずれにも該当する必要があります
- 那須塩原市に住民票を移す直前の10年間のうち 通算5年以上、「東京23区内に在住」または 「東京圏に在住し、東京23区内へ通勤」していた
- 那須塩原市に住民票を移す直前に連続して1年以上、 「東京23区内に在住」または 「東京圏に在住し、東京23区内へ通勤」していた



- **テレワークにより、移住元の業務を引き続き**行うこと 勤務日数の1/5を超えて通勤・出張をしないこと
- 県が運営する企業情報掲載サイト「WORKWORKとちぎ」 に移住支援金の対象となる求人情報を掲載した 中小企業等に就職すること
- 栃木県の支援策である「<mark>地域課題解決型創業支援補助金</mark>」 **の交付決定を受ける**こと

「交付金額 〕 単身 60万円 世帯 100万円

※令和5年4月1日以降に18歳未満の世帯員とともに転入した方:18歳未満の世帯員ひとりにつき100万円加算

- [申請期間] 転入後1年以内 ※申請には事前相談が必要です。移住促進センターまで相談予約をお願いします。
- (注意)・こちらの補助金は<u>返還しなければならない場合があります。</u>…3年以内の転出:<mark>全額返還</mark>/3年以上5年以内の転出:<mark>半額返還</mark> ・補助金申請額が予算上限に達した場合には、申請期限に関わらず、年度内の申請受付を終了する場合があります。



